入札説明書

令和7年10月20日に公告した以下の案件となる制限付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。本書を熟読のうえ、必要な手続きを行ってください。

■ 入札に付する事項

- (1) 件 名 防犯カメラ緊急整備事業業務に係る防犯カメラの調達及び設置等業務
- (2) 履行場所 ア 沖縄都市モノレールおもろまち駅駐輪場 イ 沖縄都市モノレール牧志駅駐輪場 ※別紙「仕様書」参照
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年2月28日まで
- (4) 履行内容 別紙「仕様書」のとおり
- 質問書の提出(※第1号様式)
 - (1) 受付期限 令和7年10月27日(月)午後5時まで
 - (2) 提出先 E-mail: C-KATU001@city.naha.lg.jp

那覇市市民文化部 市民生活安全課 上原、国吉、金城 ※質問書に対する回答は、令和7年10月31日(金)午後5時までに那覇市 HPに掲示

■ 入札参加資格の確認申請の提出(※第2号様式)

- (1) 提出方法 入札参加資格確認申請書の電子データをメールにて提出し、原本について は、入札時に提出すること。
- (2) 提出期限 電子メールによるデータの提出期限 令和7年11月7日(金)午後5時 ※原本は入札時に提出すること。
 - ※入札参加資格の確認結果は、令和7年11月12日(水)午後5時までに通知する。

■ 入札の日時・場所

- (1) 日時 令和7年11月18日(火)午後2時
- (2) 場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 3 階 301A 会議室

1 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ所定の入札箱に投入しなければならない。

- (3)代理人が入札に参加するときは、所定の委任状に必要な事項を記載し、入札前に提出しなければならない。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、代表者の使用印鑑届出印と代理人の私印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4)入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札者の代理をすることはできない。
- (5)入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回することができない。
- (6)入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7)入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、又は入札医師についていかなる相談を行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (8)入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載する。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(この金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる)が契約金額となる。
- (9)入札金額の記載は、算用数字を用い、その頭部には「¥」マークを記載する。
- (10)郵便による入札は認めない。
- (11)入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。
- (12)開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行う。ただし、 入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できない場合は、当該入札事務に関係の ない職員を開札に立ち会わせる。

3 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1)入札に参加する資格のない者がした入札
- (2)委任状を持参しない代理人のした入札
- (3)入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4)同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5)入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6)連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7)入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8)入札書に記名押印を欠いた入札
- (9)誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10)入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11)鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12)再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (13)郵送による入札
- (14)その他入札の条件に違反した入札

4 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者に限る。)で再度入札 (3回まで)を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、3回目の最 低入札者と随意契約の調整を行います。

5 落札者の決定

- (1)落札者は、本市の予定価格以下で、かつ、最低金額をもって入札した者とします。
- (2)落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員が入札者に代わってくじを引くものとします。

6 入札結果の公表

落札者があるときには、その者の落札者名及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札 に立ち会った入札者に公表します。

7 入札の中止等

公正な入札が行われないおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由 があるときは、入札を延期し、もしくは取り消し、または開札を延期します。

8 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

9 落札決定の取消

落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札 決定を取り消します。

10 契約保証金

那覇市契約規則第30条第12号により免除します。

11 その他

- (1)契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2)入札参加者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、同施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、 那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)その他の関係法令を熟読し、それらを遵 守してください。
- (3)「申請書」または「資料」に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。

12 問い合わせ先

那覇市 市民文化部 市民生活安全課 担当 上原・国吉・金城 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-862-9930 FAX 098-861-3769 E-mail C-KATU001@city.naha.lg.jp